

マイナ保険証で医療をもっと便利に！

～マイナ保険証への切り替えにご協力をお願いします～

データに基づく、医療がより適切に

医療機関・薬局での受付時、マイナ保険証で情報提供に同意することで、医療機関間での情報連携ができ、初めて受診する医療機関・薬局でも正確な情報が伝わり適切な医療が受けられます。

緊急時の「マイナ救急」

救急車で搬送される際は、本人の病状や家族の動揺により、本人情報の正確な聞き取りが困難な場合があります。「マイナ救急」では、マイナ保険証によって本人の病歴や薬剤情報が正確に救急隊員に伝わり、適切な応急救置や搬送先病院の選定が行えます。

病院の支払いが限度額までに

マイナ保険証で受診することで、高額な医療費がかかった際に、限度額適用認定証の手続きをしなくても、窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えることができます。

※保険適用外の診療・差額ベッド代・入院時の食事負担額などは対象外です。

医療費控除の手続きが簡単に

医療費控除の手続きでは、医療費控除の明細書を作成し確定申告書に添付しますが、マイナポータル連携を利用すると、医療費通知情報が自動で入力されるため便利です。

スマホがマイナ保険証に

昨年9月からスマートフォンに登録したマイナンバーカード(スマホ用電子証明書)を健康保険証(マイナ保険証)として利用可能となりました。医療機関等で順次対応が進んでいます。

※対応したカードリーダーが設置されている医療機関・薬局で利用できます。初めてかかる医療機関・薬局の場合はマイナ保険証も持参しましょう。15歳未満は利用できません。



マイナンバーカードの保険証登録手続きは、スマートフォン、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に設置の顔認証付きカードリーダーからできます。

詳しくはこちらから



有効期限にご注意!!

マイナンバーカードには、有効期限があります。有効期限の2～3ヵ月前に市区町村から「有効期限通知書」が送付されます。お手元に届きましたら、速やかに更新手続きをお願いいたします。

電子証明書

有効期限

発行日から5回目の誕生日まで

更新方法

マイナンバーカードと「有効期限通知書」を持って、市区町村の窓口で更新手続き

マイナンバーカード 本体

有効期限

発行日から10回目の誕生日まで(18歳未満は5回目の誕生日まで)

更新方法

「有効期限通知書」の記載を確認し、スマホ・PC、証明写真機、郵送のいずれかで申請

注意

電子証明書の有効期限が切れてしまっても3ヵ月間はマイナ保険証として利用できますが、それ以降は利用できません。マイナ保険証が利用できない＝健康保険が使えないということです。お早めに更新手続きをお願いいたします。